

平成22年4月1日

業 者 各 位

堺 市

美原区域の工事に係る特例措置期間の終了について（お知らせ）

このことについて、合併協議会合意事項に基づき、旧美原町内業者の保護育成及び激変緩和の観点から、合併後5年間を特例期間として旧美原町の入札制度を維持することとし、美原区域の一部の工事について旧美原町内業者による指名競争入札を実施するなどの特例措置を講じてきましたが、当該措置は、平成22年3月31日をもって終了しました。